

議案第124号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第2（第4条—第9条関係）							別表第2（第4条—第9条関係）						
1・2 [略]							1・2 [略]						
3 土呂駅周辺地区地区整備計画区域							3 土呂駅周辺地区地区整備計画区域						
区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 （土呂駅 周辺地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るA地区 をいう。 ）	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 の一部を改正 する法律（平 成27年法律 第45号）第 1条の規定に よる改正前の 風俗営業等の</u>	[略]					A地区 （土呂駅 周辺地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るA地区 をいう。 ）	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 （昭和23年 法律第122 号）第2条第 1項第5号か ら第8号まで に規定する営 業を営む施設</u>	[略]				

	<p>規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「旧風営法」という。）第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設</p>
<p>B地区（土呂駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法</u>第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設</p>

4 東大宮駅周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
<p>A地区（東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法</u>第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項第1号から第6号までに規定する営業を営む施設</p>	[略]				
<p>B地区（東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法</u>第2条第1項第5号及び第6号に規定する</p>					

<p>B地区（土呂駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設</p>

4 東大宮駅周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
<p>A地区（東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項第1号から第6号までに規定する営業を営む施設</p>	[略]				
<p>B地区（東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u></p>					

するB地区をいう。)	営業を営む施設
C地区(東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

するB地区をいう。)	第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
C地区(東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

5 宮原駅東口周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(宮原駅東口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項第1号から第6号までに規定する営業を営む施設	[略]				
B地区(宮原駅東口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					

6 [略]

7 宮原駅西口周辺地区地区整備計画区域

5 宮原駅東口周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(宮原駅東口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項第1号から第6号までに規定する営業を営む施設	[略]				
B地区(宮原駅東口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					

6 [略]

7 宮原駅西口周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するA 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第 2条第1項第 1号、第5号 及び第6号並 びに同条第6 項第1号から 第6号までに 規定する営業 を営む施設	[略]				
B地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するB 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設	[略]				
C地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するC 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設	[略]				
D地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するD	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施	[略]				

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するA 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第1号、第5 号及び第6号 並びに同条第 6項第1号か ら第6号まで に規定する営 業を営む施設	[略]				
B地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するB 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設	[略]				
C地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するC 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設	[略]				
D地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するD	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項	[略]				

地区をいう。)	設	
---------	---	--

地区をいう。)	第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	
---------	----------------------	--

8 丸ヶ崎地区地区整備計画区域

8 丸ヶ崎地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (丸ヶ崎地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 旧風営法第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (丸ヶ崎地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				
C地区 (丸ヶ崎地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (丸ヶ崎地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (丸ヶ崎地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				
C地区 (丸ヶ崎地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				

9・10 [略]

9・10 [略]

11 土呂南地区地区整備計画区域

11 土呂南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						

<p>A-2 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するA-2地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法</u>第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設</p>	<p>[略]</p>
<p>A-3 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するA-3地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>旧風営法</u>第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設</p>	
<p>B-1 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>旧風営法</u>第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設</p>	
<p>B-2 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法</u>第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設</p>	
<p>C-1 地区（土</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p>	

<p>A-2 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するA-2地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設</p>	<p>[略]</p>
<p>A-3 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するA-3地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設</p>	
<p>B-1 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設</p>	
<p>B-2 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設</p>	
<p>C-1 地区（土</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p>	

呂南地区 地区計画 の地区整備 計画図に 表示する C-1地区 をいう。)	(1)~(3) [略] (4) <u>旧風営法</u> 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設
C-2 地区(土 呂南地区 地区計画 の地区整備 計画図に 表示する C-2地区 をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(4) [略] (5) <u>旧風営法</u> 第2条第1項 第5号から第 8号までに規 定する営業を 営む施設

呂南地区 地区計画 の地区整備 計画図に 表示する C-1地区 をいう。)	(1)~(3) [略] (4) <u>風俗営業等</u> の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設
C-2 地区(土 呂南地区 地区計画 の地区整備 計画図に 表示する C-2地区 をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(4) [略] (5) <u>風俗営業等</u> の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号から第 8号までに規 定する営業を 営む施設

12~15 [略]

12~15 [略]

16 北部拠点宮原地区地区整備計画区域

16 北部拠点宮原地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (北部拠 点宮原地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するA地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(9) [略] (10) <u>旧風営法</u> 第2条第1項各 号及び同条第 6項各号に規 定する営業を 営む施設	[略]				
B-1 地区(北 部拠点宮 原地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する B-1地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(6) [略] (7) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第 1号、第5号 及び第6号並 びに同条第6 項各号に規定 する営業を営 む施設					

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (北部拠 点宮原地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するA地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(9) [略] (10) <u>風俗営業等</u> の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 各号及び同条 第6項各号に 規定する営業 を営む施設	[略]				
B-1 地区(北 部拠点宮 原地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する B-1地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(6) [略] (7) <u>風俗営業等</u> の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第1号、第5 号及び第6号 並びに同条第					

B-2地区（北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(5) [略] (6) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設 (7) [略]
C-1地区（北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
C-2地区（北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(5) [略] (6) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号から第7号までに規定する営業を営む施設
D地区（北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(6) [略] (7) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号から第8号までに規定

	6項各号に規定する営業を営む施設
B-2地区（北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(5) [略] (6) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設 (7) [略]
C-1地区（北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
C-2地区（北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(5) [略] (6) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号から第7号までに規定する営業を営む施設
D地区（北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(6) [略] (7) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>

するD地区をいう。
)

する営業を営む施設

E地区
(北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物
(1)～(8) [略]
(9) 旧風営法第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設

F地区
(北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するF地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物
(1)～(4) [略]
(5) 旧風営法第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設

G地区
(北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するG地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物
(1)～(7) [略]
(8) 旧風営法第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設

17 [略]

18 大宮深作地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C地区 (大宮深	次に掲げる用途に供する建築物		[略]			

するD地区をいう。
)

第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設

E地区
(北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物
(1)～(8) [略]
(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設

F地区
(北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するF地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物
(1)～(4) [略]
(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設

G地区
(北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するG地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物
(1)～(7) [略]
(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設

17 [略]

18 大宮深作地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C地区 (大宮深	次に掲げる用途に供する建築物		[略]			

作地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	(1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	
------------------------------	---	--

作地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	(1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	
------------------------------	--	--

19 南浦和駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
南浦和駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>旧風営法</u> 第2条第6項第3号に規定する興行場であるモードスタジオ及びストリップ劇場 (6) <u>旧風営法</u> 第2条第6項第4号に規定する営業であるモーテル営業を営む施設	[略]				

19 南浦和駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
南浦和駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第6項第3号に規定する興行場であるモードスタジオ及びストリップ劇場 (6) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第6項第4号に規定する営業であるモーテル営業を営む施設	[略]				

20 浦和仲町2丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和仲町2丁目地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(6) [略] (7) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第1号及び第5号から第7号まで並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				

20 浦和仲町2丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和仲町2丁目地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(6) [略] (7) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第1号、第5号、第6号及び第7号並び	[略]				

--	--	--	--	--	--

2 1 北与野駅南口西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
北与野 駅南口西 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する地 区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 旧風営法第 2条第1項第 5号から第8 号までに規定 する営業を営 む施設 (2)・(3) [略]	[略]				

2 2 後原中央東地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
後原中 央東地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す る地区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 旧風営法第 2条第1項各 号及び同条第 6項各号に規 定する営業を 営む施設 (2)・(3) [略]	[略]				

2 3 浦和駅西口南第四地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和駅 西口南第 四地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する A地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(3) [略] (4) 旧風営法第 2条第1項第 1号、第5号 及び第6号並 びに同条第6 項各号に規定 する営業を営 む施設	[略]				

に同条第6項
各号に規定す
る営業を営む
施設

2 1 北与野駅南口西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
北与野 駅南口西 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する地 区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号から第 8号までに規 定する営業を 営む施設 (2)・(3) [略]	[略]				

2 2 後原中央東地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
後原中 央東地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す る地区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 各号及び同条 第6項各号に 規定する営業 を営む施設 (2)・(3) [略]	[略]				

2 3 浦和駅西口南第四地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和駅 西口南第 四地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する A地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(3) [略] (4) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第1号、第5 号及び第6号 並びに同条第	[略]				

	(5) [略]	
B地区 (浦和駅 西口南第 四地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する B地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第 2条第1項第 1号、第5号 及び第6号並 びに同条第6 項各号に規定 する営業を営 む施設</u>	

2 4 上木崎1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
東ゾー ン(上木 崎1丁目 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する東 ゾーンを いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法第 2条第6項各 号に規定する 営業を営む施 設</u>	[略]				
[略]						

2 5 浦和東部第二北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東 部第二北 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するA 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 1号、第5号 及び第6号に 規定する営業 を営む施設</u>	[略]				

	6項各号に規 定する営業を 営む施設 (5) [略]	
B地区 (浦和駅 西口南第 四地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する B地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第1号、第5 号及び第6号 並びに同条第 6項各号に規 定する営業を 営む施設</u>	

2 4 上木崎1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
東ゾー ン(上木 崎1丁目 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する東 ゾーンを いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第6項 各号に規定す る営業を営む 施設</u>	[略]				
[略]						

2 5 浦和東部第二北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東 部第二北 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するA 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第1号、第5 号及び第6号 に規定する営 業を営む施設</u>	[略]				

B-1 地区（浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。）

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

B-2 地区（浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。）

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

C-1 地区（浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。）

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

C-2 地区（浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。）

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

B-1 地区（浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。）

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

B-2 地区（浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。）

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

C-1 地区（浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。）

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

C-2 地区（浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。）

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項第1号、第5号及び第6号、同条第6項第1号から第6号まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設 (3) [略]	[略]				
B-1地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					
B-2地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					
C-1地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6					

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号、第5号及び第6号、同条第6項第1号から第6号まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設 (3) [略]	[略]				
B-1地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					
B-2地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					
C-1地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等					

備計画図に表示するC-1地区をいう。)	号に規定する営業を営む施設
C-2地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
D-1地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
D-2地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

27 浦和東部第二南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（浦和東部第二南地区地区）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第	[略]				

備計画図に表示するC-1地区をいう。)	に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
C-2地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
D-1地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
D-2地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

27 浦和東部第二南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（浦和東部第二南地区地区）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等</u>	[略]				

計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)

2条第1項第1号、第5号及び第6号、同条第6項第1号から第6号まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設

B地区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

C-1地区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

C-2地区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)

の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号、第5号及び第6号、同条第6項第1号から第6号まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設

B地区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

C-1地区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

C-2地区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)

次に掲げる用途に供する建築物

(1) [略]

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
大宮駅東口駅前南地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				

29 [略]

30 大宮駅西口第四地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
業務・商業複合地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する業務・商業複合地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第1号、第5号及び第6号、同条第6項第1号から第6号まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				
商業・文化・サービス地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する商業・文化・サービス地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第1号、第5号及び第6号、同条第6項第1号から第6号まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
大宮駅東口駅前南地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				

29 [略]

30 大宮駅西口第四地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
業務・商業複合地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する業務・商業複合地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第1号、第5号及び第6号、同条第6項第1号から第6号まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				
商業・文化・サービス地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する商業・文化・サービス地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第1号、第5号及び第6号、同条第6項第1号から第6号まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				

住宅・商業複合地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する住宅・商業複合地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
--	--

3 1 [略]

3 2 武蔵浦和駅第8-1街区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
武蔵浦和駅第8-1街区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第1号から第8号まで、同条第6項第1号から第6号まで及び同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				

3 3 江川地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
D地区（江川地区地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(4) [略] (5) <u>旧風営法</u> 第2条第1項各号及び同条第6項第2号に規定する営業を営む施設	[略]				

住宅・商業複合地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する住宅・商業複合地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
--	---

3 1 [略]

3 2 武蔵浦和駅第8-1街区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
武蔵浦和駅第8-1街区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第1号から第8号まで、同条第6項第1号から第6号まで及び同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				

3 3 江川地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
D地区（江川地区地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(4) [略] (5) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項各号及び同条第6項第2号に規定する営業を営む施設	[略]				

--	--	--	--	--	--	--

3 4 [略]

3 5 岩槻駅東口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
岩槻駅東口地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第2条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				

3 6 [略]

3 7 岩槻駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C 1 地区 (岩槻駅西口地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するC 1 地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(5) [略] (6) 旧風営法第2条第1項第7号及び同条第6項第2号に規定する営業を営む施設	[略]				
C 2 地区 (岩槻駅西口地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するC 2 地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) 旧風営法第2条第6項第2号に規定する営業を営む施設	[略]				
D 地区 (岩槻駅西口地区)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略]	[略]				

		業を営む施設				
--	--	--------	--	--	--	--

3 4 [略]

3 5 岩槻駅東口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
岩槻駅東口地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				

3 6 [略]

3 7 岩槻駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C 1 地区 (岩槻駅西口地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するC 1 地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(5) [略] (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び同条第6項第2号に規定する営業を営む施設	[略]				
C 2 地区 (岩槻駅西口地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するC 2 地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第2号に規定する営業を営む施設	[略]				
D 地区 (岩槻駅西口地区)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略]	[略]				

地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。)	(5) <u>旧風営法</u> 第2条第6項各号に規定する営業を営む施設	
---------------------------	--------------------------------------	--

地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。)	(5) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第6項各号に規定する営業を営む施設	
---------------------------	---	--

38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (岩槻南部新和西地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]	[略]	1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。)	[略]	[略]

38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (岩槻南部新和西地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]	[略]	1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。) 2メートル(建築物の外壁等は、 <u>岩槻南部新和西地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。</u>)	[略]	[略]

表示するD1地区をいう。)	5号及び第6号に規定する営業を営む施設
D2地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するD2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
E地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
F地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条

表示するD1地区をいう。)	<u>務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
D2地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するD2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
E地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
F地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規</u>

画図に表示するF地区をいう。)	第1項第1号、第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
-----------------	-----------------------------

画図に表示するF地区をいう。)	制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号、第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
-----------------	--

39 武蔵浦和駅第7沿道街区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
武蔵浦和駅第7沿道街区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設 (3) [略]	[略]				

39 武蔵浦和駅第7沿道街区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
武蔵浦和駅第7沿道街区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設 (3) [略]	[略]				

40 本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]	[略]					
B-2地区(本郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 旧風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]	[略]					
C-2	次に掲げる用途に	[略]				

40 本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]	[略]					
B-2地区(本郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]	[略]					
C-2	次に掲げる用途に	[略]				

地区（本郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。）	供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 旧風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設	
---	---	--

4 1 [略]

4 2 日進東地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区（日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					
C地区（日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					

地区（本郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。）	供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する営業を営む施設	
---	--	--

4 1 [略]

4 2 日進東地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区（日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					
C地区（日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む					

[略]		
E地区 (日進東 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するE 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第 2条第1項各 号に規定する 営業を営む施 設	[略]

4 3 浦和東部第一地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東 部第一地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するA地 区をいう)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 旧風営法第 2条第1項 第1号から第 6号まで、同 条第6項各号 及び同条第9 項に規定する 営業を営む施 設	[略]				
B地区 (浦和東 部第一地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するB地 区をいう)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設	[略]				
C地区 (浦和東 部第一地 区地区計 画の地区 整備計画	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6	[略]				

施設		
[略]		
E地区 (日進東 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するE 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 各号に規定す る営業を営む 施設	[略]

4 3 浦和東部第一地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東 部第一地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するA地 区をいう)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第1号から第 6号まで、同 条第6項各号 及び同条第9 項に規定する 営業を営む施 設	[略]				
B地区 (浦和東 部第一地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するB地 区をいう)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設	[略]				
C地区 (浦和東 部第一地 区地区計 画の地区 整備計画	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等	[略]				

図に表示するC地区をいう。)	号に規定する営業を営む施設
D-1地区（浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
D-2地区（浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

図に表示するC地区をいう。)	に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
D-1地区（浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設
D-2地区（浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

4 4 南与野駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（南与野駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区（南与野駅西口地区地区計	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第					

4 4 南与野駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（南与野駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区（南与野駅西口地区地区計	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等</u>					

画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	
------------------------	---------------------------	--

画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	<u>の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	
------------------------	--	--

4 5 武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画区域

4 5 武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
第1-A(イ)地区(武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画図に表示する第1-A(イ)地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]						
第1-B地区(武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画図に表示する第1-B地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]						
第2地区(武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画図に表示する第2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
第1-A(イ)地区(武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画図に表示する第1-A(イ)地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]						
第1-B地区(武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画図に表示する第1-B地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]						
第2地区(武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画図に表示する第2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号並びに同	[略]				

)	
<p>第3地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第3地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>
<p>第4地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第4地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>
<p>第6地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第6地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>
<p>第9地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条</p>

)	<p>条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>
<p>第3地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第3地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>
<p>第4地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第4地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>
<p>第6地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第6地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>
<p>第9地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u></p>

表示する第9地区をいう。)	第6項各号に規定する営業を営む施設
---------------	-------------------

表示する第9地区をいう。)	第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設
---------------	--------------------------------------

4 6 浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和駅西口南高砂地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項第1号及び第5号から第8号まで並びに同条第6項第4号から第6号までに規定する営業を営む施設（ただし、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく第一種市街地再開発事業の権利変換により営業を営む施設のうち、当該施設が浦和駅西口南高砂地区地区計画が定められた際現に営業を営んでいた施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に適合する営業を営んでいた施設に限る。）と同一の営業を営むもので、当該地区計画が定められた際現に営業を営ん	[略]				

4 6 浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和駅西口南高砂地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号及び第5号から第8号まで並びに同条第6項第4号から第6号までに規定する営業を営む施設（ただし、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく第一種市街地再開発事業の権利変換により営業を営む施設のうち、当該施設が浦和駅西口南高砂地区地区計画が定められた際現に営業を営んでいた施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に適合する営業を営んでいた施設に限る。）と同一の営業を営むもので、当	[略]				

	でいた施設の 床面積の合計 を超えないも のを除く。)					
	(3) [略]					

47 [略]

48 大宮西部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (大宮西 部地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する A地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設</u>	[略]				
[略]						
F地区 (大宮西 部地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する F地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項各 号に規定する 営業を営む施 設</u>	[略]				

49 [略]

50 岸町5丁目北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (岸町5 丁目北地 区地区計 画の地区 整備計画	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(3) [略] (4) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6</u>	[略]				

	該地区計画が 定められた際 現に営業を営 んでいた施設 の床面積の合 計を超えない ものを除く。)					
	(3) [略]					

47 [略]

48 大宮西部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (大宮西 部地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する A地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設</u>	[略]				
[略]						
F地区 (大宮西 部地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する F地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 各号に規定す る営業を営む 施設</u>	[略]				

49 [略]

50 岸町5丁目北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (岸町5 丁目北地 区地区計 画の地区 整備計画	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(3) [略] (4) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等</u>	[略]				

図に表示するB地区をいう。)	号に規定する営業を営む施設					
----------------	---------------	--	--	--	--	--

図に表示するB地区をいう。)	に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					
----------------	----------------------------------	--	--	--	--	--

5 1 土屋地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (土屋地区地区整備計画の地区図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				

5 1 土屋地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (土屋地区地区整備計画の地区図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				

5 2 宮前町1丁目西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮前町1丁目西地区地区整備計画の地区図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (宮前町1丁目西地区地区整備計画の地区図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				

5 2 宮前町1丁目西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮前町1丁目西地区地区整備計画の地区図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (宮前町1丁目西地区地区整備計画の地区図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				

C地区 (宮前町 1丁目西 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するC 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設</u>					

						施設
C地区 (宮前町 1丁目西 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するC 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設</u>					

5 3 蓮沼五反田地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (蓮沼五 反田地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るB地区 をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設</u>	[略]				
C地区 (蓮沼五 反田地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC地区 をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設</u>	[略]				

5 3 蓮沼五反田地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (蓮沼五 反田地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るB地区 をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設</u>	[略]				
C地区 (蓮沼五 反田地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC地区 をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設</u>	[略]				

5 4 大谷南部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (大谷南 部地区地	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略]	[略]				

5 4 大谷南部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (大谷南 部地区地	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略]	[略]				

区計画の 地区整備 計画図に 表示する B地区を いう。)	(2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設</u>	
--	--	--

区計画の 地区整備 計画図に 表示する B地区を いう。)	(2) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設</u>	
--	--	--

5 5 大谷北部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (大谷北 部地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する B地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設</u>	[略]				
C地区 (大谷北 部地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する C地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設</u>	[略]				

5 5 大谷北部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (大谷北 部地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する B地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設</u>	[略]				
C地区 (大谷北 部地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する C地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設</u>	[略]				

5 6・5 7 [略]

5 8 三室南宿第二地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C-1 地区(三 室南宿第 二地区地 区計画の 地区整備	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6</u>	[略]				

5 6・5 7 [略]

5 8 三室南宿第二地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C-1 地区(三 室南宿第 二地区地 区計画の 地区整備	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等</u>	[略]				

計画図に表示するC-1地区をいう。)	号に規定する営業を営む施設	
C-2地区(三室南宿第二地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設</u>	

59・60 [略]

61 指扇地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(指扇地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(6) [略] (7) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設</u>	[略]				
[略]						

62 [略]

63 北袋町1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(北袋町1丁目地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(4) [略] (5) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	[略]				

計画図に表示するC-1地区をいう。)	に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	
C-2地区(三室南宿第二地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設</u>	

59・60 [略]

61 指扇地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(指扇地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(6) [略] (7) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定するもの</u>	[略]				
[略]						

62 [略]

63 北袋町1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(北袋町1丁目地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(4) [略] (5) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号並びに同</u>	[略]				

B地区 (北袋町 1丁目地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するB地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設	
C地区 (北袋町 1丁目地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するC地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設	
64・65	[略]	

		条第6項各号 に規定する営 業を営む施設
B地区 (北袋町 1丁目地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するB地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設	
C地区 (北袋町 1丁目地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するC地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第5号及び第 6号に規定す る営業を営む 施設	
64・65	[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。